

「かがわコロナお知らせシステム」利用規約（事業者向け）

（「かがわコロナお知らせシステム」の目的）

香川県が、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策に取り組む事業者等を支援し、本システムを用いて事業所等の利用者の把握や感染情報のお知らせを行うことで、利用者が安心して事業所等を利用できるようにします。

また、感染者が発生した場合であっても、利用者が速やかに相談窓口等と連絡を取れるようにすることで、感染拡大を防止します。

第1条（趣旨）

本規約は、香川県（以下「県」という。）が運営するLINE公式アカウント「香川県-新型コロナ対策パーソナルサポート」を活用した情報配信システム「かがわコロナお知らせシステム」（以下「本システム」という。）を、店舗、施設またはイベント（以下「事業所等」という。）の運営者（以下「事業者等」という。）が利用するために必要な事項を定めるものです。

第2条（利用規約の同意）

- 1 県は、本規約の内容を確認し同意いただいたことを前提に、本システムを提供します。
- 2 本システムを利用された方は、本規約に同意されたものとみなされます。

第3条（本システムの運用）

- 1 本システムは、インターネットの利用を前提としたシステムです。
- 2 事業者等は、本システムを利用するために必要な機器（ソフトウェアおよび通信手段に係るものも含む）、通信回線を自己の負担において準備するものとします。
- 3 本システムの運用は、令和3年3月末日までを想定しています。新型コロナウイルスの流行状況に応じて、県の判断により、予告なく終了、削除、又は延長される場合があります。
- 4 システム保守等の必要があるときは、事業者等への事前通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断等を行うことがあります。

第4条（利用方法）

- 1 二次元コードの発行を希望する事業者等は、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや「今後における適切な感染防止対策」に基づき感染防止対策を徹底するとともに本規約に同意した上で、「香川県-新型コロナ対策パーソナルサポート」のアカウントを取得し、県がLINE公式アカウント上に用意する申請フォームから必要事項を入力し、二次元コードの発行を申請するものとします。

- 2 二次元コードの発行申請対象は、香川県内に所在する店舗、施設または香川県内で実施するイベントとします。
- 3 申請は、二次元コードを設置しようとする店舗・施設またはイベントごとに行うものとします。
- 4 事業者等は、申請フォームにおいて次に掲げる情報を登録するものとします。
 - (1) 業態
 - (2) 事業所等の名称
 - (3) 事業所等の住所
 - (4) 事業所等の責任者の氏名
 - (5) 事業所等の電話番号
- 5 県は、事業者等からの申請を受け、二次元コードの電子データを本システムを通じて発行します。ただし、申請内容が虚偽であった場合、その他県が不適切を判断した場合は、発行した二次元コードを取り消し、掲示したものについて撤去・廃棄を命じるものとします。

第5条（二次元コードの発行を受けた事業者等の責務）

- 1 事業者等は、徹底した感染防止対策に継続的に取り組むものとします。
- 2 二次元コードの発行を受けた事業者等（以下「利用事業者等」という。）は、二次元コードを事業所等の利用者が閲覧しやすい場所に掲示するとともに、事業所等の利用者に二次元コードを読み取らせるように促すものとします。
- 3 発行を受けた二次元コードは利用事業者等が管理するものとします。
- 4 事業者等は登録した情報に変更が生じた場合は、再度、登録するものとします。

第6条（登録情報の利用）

- 1 登録情報は、本システムの利用にあたり、次に掲げる目的で収集するものであり、それ以外の目的に利用または提供することは一切ありません。
 - (1) 本システムにおける二次元コードの発行のため
 - (2) 本システムを利用する事業所等を新型コロナウイルス感染症の患者が訪問したことが確認された場合に、当該事業所等の二次元コードを読み取った利用者、必要に応じてお知らせメッセージを通知するため
 - (3) 新型コロナウイルス感染症に関する支援の情報等を Web 申請フォームにおいて同意を得た事業者等に対してメールによりお知らせするため
- 2 登録情報は、県と、県からの委託を受けた本システムのサービス提供事業者（以下「サービス提供事業者」という。）以外の者が利用することはありません。
- 3 香川県およびサービス提供事業者は、登録情報を第三者に提供することはありません。
- 4 サービス提供事業者は、専ら本システムのデータベース等を構築、維持管理する目的でのみ登録情報を使用します。

- 5 サービス提供事業者は、登録情報について守秘義務を負うとともに、委託された業務以外の目的で情報を使用することはありません。
- 6 申請フォームから登録した情報は、本システムの運営終了時に削除されます。

第7条（お知らせメッセージの通知）

- 1 県アカウントから利用者に通知されるお知らせメッセージは、以下のいずれかの項目に該当する場合であって、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を総合的に勘案した上で、県が感染拡大防止のために必要であると判断した場合に通知します。
 - (1) 保健所による感染者の行動調査等の結果を踏まえ、当該施設等の利用者の中に、感染者の濃厚接触者となりうる者がいる可能性がある
 - (2) 当該施設等の利用者が不特定多数であること等により、保健所による感染者の行動調査等の結果を踏まえても、濃厚接触者となりうる者の把握が困難である
 - (3) 当該施設等において、クラスターが発生している又は発生している可能性がある
- 2 県アカウントから利用者に通知されるお知らせメッセージに記載される内容は、事業所等の名称及び利用日並びに当該利用者が接触した可能性が高い旨、相談窓口等とします。

第8条（免責事項）

- 1 県は、本システムにつき、事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しません。また、事業者等に対して、かかる瑕疵を除去して二次元コードならびに本システムを提供する義務を負わないものとします。
- 2 県は、自らの故意または重過失がある場合を除き、利用事業者等が、本システムを利用したことまたは利用できなかったことによって生じる損害については、その予見可能性の有無を問わず、賠償する責任を負わないものとします。
- 3 県は、本システムに関連して、利用事業者等と第三者間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第9条（禁止事項）

本システムの利用においては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 他の事業者等の情報または虚偽の情報により二次元コードの発行を受けること。
- (2) 発行を受けた二次元コードを加工、編集、改ざんしたり、他の事業者等に貸与、譲渡、販売、または再配布すること。
- (3) 発行を受けた二次元コードを不特定多数が閲覧できる SNS やインターネット上に掲載するなどし、事業所等の利用者以外の者が二次元コードを読み取れる状態にすること。
- (4) 本システムの管理および運営を故意に妨害し、または破壊すること。

- (5) 本システムに対し、不正なアクセスやウイルスの送付等の行為を行うこと。
- (6) 第三者の設備等または本システム用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為を行うこと。
- (7) 県の許可なく二次元コードの発行を受けるための申請フォームへのリンクを掲載すること。
- (8) その他法令等に反すると認められる行為を行うこと。

第10条（個人情報保護）

県は、香川県個人情報保護条例及びLINE公式アカウント「香川県・新型コロナ対策パーソナルサポート」個人情報保護方針の規定に基づき、事業者等が二次元コードの発行を受ける際に申請フォームから登録した情報を適正に取り扱うものとします。

第11条（本規約の変更）

県は、必要があると認めるときは、利用事業者等への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。利用事業者等は、利用の都度本規約の確認を行うこととします。

第12条（準拠法及び管轄裁判所）

本規約は日本法に準拠します。また、本システムの利用に関連して、県と利用事業者間に生ずるすべての訴訟については、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

本規約は、令和2年8月11日から施行します。